

令和6・7年度 建設工事入札参加資格審査及び等級格付の基準

令和6・7年度の建設工事に係る入札参加資格審査及び等級格付の基準は、大館市資格審査委員会の決定に基づき、以下のとおりとする。

なお、この基準の有効期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

記

1. 入札参加資格の審査を行う登録項目（工事種別）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定するすべての建設工事とする。
2. 発注者別評価による発注者別評定値を、総合評定値に加点した総合点（希望しない者には加点しない）により審査・評価する。ただし、地域条件を市外（県内・県外）で登録する者は、総合評定値のみをもって等級格付を行う。
3. 総合評定値が500点未満（舗装工事については600点未満）の場合は、当該登録項目（工事種別）について入札参加資格を認めない。
4. 経営事項審査の総合評定値通知書において、上記1. に掲げる登録項目（工事種別）に係る過去2年間又は3年間の施工実績が「0（無）」の場合は、総合評定値にかかわらず、入札参加資格を認めない。
5. 等級格付を行う登録項目（工事種別）及び格付等級の数は、次のとおりとする。
 - (1) A級、B級及びC級の3等級の格付を行う工事種別
一般土木工事
 - (2) A級及びB級の2等級の格付を行う工事種別
建築一式工事、電気工事、給排水暖冷房衛生設備工事、舗装工事
 - (3) A級の1等級の格付を行う工事種別
上記以外のすべての工事
6. 登録項目（工事種別）ごとの等級格付を行う基準は、別表のとおりとする。

(別表) 令和6・7年度の工事種別ごとの等級格付基準

工種 等級	一般土木 工事	建築一式 工事	電気工事	給排水暖 冷房衛生 設備工事	舗装工事	左記以外
A	890 点以上	900 点以上	800 点以上	800 点以上	800 点以上	500 点以上
B	720 点以上 890 点未満	500 点以上 900 点未満	500 点以上 800 点未満	500 点以上 800 点未満	600 点以上 800 点未満	
C	500 点以上 720 点未満					

【保有技術者の要件】 ※市内に主たる営業所を有する者の格付に限る。

工種	等級	有資格技術者数
一般土木 工事	A	1級・2級 8人以上 (内1級 2人以上)
	B	1級・2級 4人以上 (内1級 1人以上)
	C	要件なし
建築一式 工事	A	1級・2級 8人以上 (内1級 2人以上)
	B	要件なし
電気工事	A	1級・2級 4人以上 (内1級 1人以上)
	B	要件なし
給排水暖冷房 衛生設備工事	A	1級・2級 5人以上 (内1級 1人以上)
	B	要件なし
舗装工事	A	1級・2級 8人以上 (内1級 2人以上)
	B	要件なし

※舗装工事はA級・B級ともに、舗装施工管理技術者（1級又は2級）が1人以上